

亀山市告示第62号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月3日

亀山市長 櫻井 義之

1 委託の内容

亀山市斎場条例（平成20年亀山市条例第41号）別表に定める火葬施設及び葬儀場の使用料の徴収事務

2 委託した私人の所在地及び名称

所在地 亀山市東町一丁目1番7号

名称 公益社団法人亀山市シルバー人材センター

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 徴収事務を行う期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで